

琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業

Q&A



Q1: 琵琶湖を一周しなくても補助対象になりますか？

A: 米原市・長浜市・高島市内の駅で下車し、体験学習等を実施すれば補助対象になります。
例：学校最寄り駅 ⇄ 米原駅の往復でも可

⚠ 琵琶湖一周しても、上記3市内のどの駅にも下車しなければ補助対象外です。

Q2: 団体割引や身体障害者割引を利用した場合、補助金額はいくらですか？

A: 割引後の運賃の半額です。
運賃が1,000円/人未満：割引後の運賃 × 1/2
割引後の運賃が1,000円/人以上の場合は500円/人(上限)
例：割引後380円/人 → 補助金は190円/人

Q3: 券売機で一人ずつ購入する場合の補助金額は？

A: 普通料金の半額になります。
券売機で購入する場合、団体割引は適用できません。
同じく運賃が1,000円/人を超えたら500円/人が上限です。

Q4: 鉄道運賃はどのように計算しますか？

A: 運賃表などで確認できますが、複数区間乗車や団体割引等、複雑な場合もありますので、必ず最寄りの鉄道駅で確認してください。

Q5: JR 団体割引の運賃はどのように計算しますか？

A: JRの団体割引を利用する場合、距離に応じた運賃に0.7を掛けます。

例：(往路)近江八幡駅 → 近江塩津経由 → 安曇川駅 距離：88.9km
運賃(子ども)：760円

(復路)安曇川駅 → 山科経由 → 近江八幡駅 距離：78.8km
運賃(子ども)：650円

$(760円 + 650円) \times 0.7 = 980円$ $980円 \times 1/2 = \underline{490円}$ (補助額)
(R7/11月時点)

⚠ 往路と復路で異なるルートを通ると金額が変わりますので、必ず最寄りの鉄道駅で最新の運賃をご確認ください。なお、団体割引の申し込みは出発日の2週間前までです。

Q6: 当日欠席者がいた場合の補助金額や手続きはどうなりますか？

A: 実際に参加した人数分が補助対象になります。
実績報告時に当日の参加人数をお知らせください。

Q7: 事前に切符を購入し、当日キャンセル料が発生した場合、その料金も補助対象ですか？

A: 対象外です。
実際に乗車した鉄道運賃だけが補助対象です。

Q8: 引率者の運賃も補助対象ですか？

A: はい、以下の条件で対象です。
対象者：保護者・ボランティア・教育実習生など(公費支給されない引率者)
児童 10 人まで → 引率者 1 人
児童 11 人以上 → 10 人までごとに 1 人を加える

Q9: 補助予約申込の締め切りはいつ？

A: 受付期間：1 月末まで随時受け付けています。
受付期間内、体験学習実施の 7 日前までに補助予約申込書(様式第 1 号)を送付してください。

Q10: 補助の予約後、実施日や人数を変更したい場合は？

A: 軽微な変更ならば変更手続きは不要です。
軽微な変更：(同じ年度内での実施日変更 / 参加児童数・引率者数の増減 / 団体割引の有無 / 上記に伴う予算変更 等)

Q11: 補助の予約後、実施を中止する場合は？

A: 補助予約変更・中止届出書(様式第 4 号)を提出してください。

Q12: 交付申請の提出はいつ？

A: 実施後 1 か月以内に以下の書類をメールで御提出ください。
・交付申請書(兼実績報告書・交付請求書)(様式第 2 号)
・事業実績および収支決算書(様式第 3 号)
・体験学習等の写真
・切符の領収書等

⚠ 3 学期に事業を実施する場合は、年度内処理のため、なるべくお早めに御提出ください。

Q13: 提出する写真はどのようなものを送ればいいですか？

A: 体験学習当日の様子がわかる写真
電車内の様子、駅(券売機で購入等)での様子、下車後の目的地での活動の様子など

Q14: 領収書は引率者分を含めた領収書でもいいですか？

領 収 書	
〇〇〇〇小学校様	
領収年月日 〇〇〇	
金額 ¥42,850 (消費税等込み)	
上記金額確かに領収いたしました	
〇〇〇〇鉄道株式会社	印

A: 引率者分を含めた領収書の場合は、鉄道運賃の内訳を必ず御記入ください。

【 領収書内訳記入例 】

児童 30 名、引率者 5 名の場合

- ① 児童分 1,070 円 × 30 人 = 32,100 円
- ② 引率者分 2,150 円 × 5 人 = 10,750 円
- 計①+②=42,850 円

※当日の人数の増減により、領収書の金額と違う場合も、一人当たりの金額とその内訳を御記入ください。

⚠ 団体割引の領収書等は改札で回収されるため、事前にコピーや写真等で保存のうえ、実績報告時に提出してください。

Q15: 複数の補助制度を同時に使えますか？

A: 経路を完全に分けられる場合は、併用できます。

例 : ○ 往路 : 琵琶湖環状線の補助 → 改札を出る → 復路 : JR 草津線の補助
: × 同じ区間の重複申請

各補助事業の対象となるには、エリア・条件等をすべて満たす必要があります。補助金の申請は、それぞれの申請先に提出をお願いいたします。詳しくは滋賀県 HP を御確認ください。

【補助金要綱および補助金申請各様式】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/12447.html>

Q16: 申請様式をデータで提出したいのですが？

A: 申請様式(様式第1号~6号)は滋賀県 HP からダウンロードいただけます。様式記入後、メールにてデータを御提出ください。

【琵琶湖環状線小学生体験学習プログラム支援事業】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/koutsu/20104.html>

Q17:申請書に押印は必要ですか？

A: 不要です。メールで御提出ください。

Q18:補助金はいつもらえますか？

A: 体験学習実施後の精算払いです。
交付申請書受付後 → 30日以内に振込予定

Q19:旅のしおりはいつもらえますか？

A: 補助予約後、体験学習実施までにお送りします。事前学習で早めに必要な場合は、その旨お知らせください。

Q20:貸し切り列車を利用した体験学習も補助対象ですか？

A: はい、対象です。

Q21:JRのほか、私鉄や市営地下鉄も併せて利用する場合も補助対象ですか？

A: はい、対象です。



琵琶湖環状線利用促進協議会事務局(滋賀県交通まちづくり政策課内)

担当: 山本、東

〒520-8577 大津市京町 4-1-1

TEL: 077-528-3685/ FAX: 077-528-4837 / メール: ra0006@pref.shiga.lg.jp